明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（内閣府五〇）　一
〔省　令〕
○容器保安規則等の一部を改正する省令（経済産業八三）　二九
〔告　示〕
○高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する件（経済産業二五〇）　四四
○高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する件（同二五一）　六六
○液化石油ガス保安規則第四十一条第四号イただし書の規定に基づく容器を屋外に置くことが著しく困難な場合を定める件の一部を改正する件（同二五二）　七七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八八
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消関係　一三
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　一三
会社その他
会社決算公告　一四

府令

○内閣府令第五十号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）及び人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十九年十一月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この府令において使用する用語は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者）

第二条　法第二条第八号の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者

二　当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者及びその従業者

（特定ロケット落下等損害）

第三条　法第二条第九号の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱

二　前号に掲げる事由のほか、法第九条第二項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた損害賠償担保措置におけるロケット落下等損害賠償責任保険契約において、保険者が保険金を支払わないこととしている事由であって、内閣総理大臣が適当と認めるもの

（人工衛星の管理を行う者と業務上密接な関係を有する者）

第四条　法第二条第十一号の内閣府令で定める者は、当該人工衛星の管理を行う者の従業者とする。

（人工衛星等の打上げに係る許可の申請等）

第五条　法第四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

(1)　住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

(2)　使用人（次条に規定する使用人をいう。以下この条において同じ。）に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1)　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2)　法第五条第四号の役員（次項において単に「役員」という。）及び使用人に係る住民票の写し又はこれに代わる書類

二　法第十三条第一項の型式認定を受けていない人工衛星の打上げ用ロケットを用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者にあっては、次に掲げる書類

イ　人工衛星の打上げ用ロケットの設計が第七条に定めるロケット安全基準に適合していることを証する書類

ロ　飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類